

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第22号
令和7年10月22日

令和7年11月9日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河 真人